

別記5

指定管理業務に係る個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、この協定による指定管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 指定管理業務に従事する職員は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後又は業務が終了した後も、同様とする。

(取得の制限)

第3 指定管理者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理及び安全管理措置)

第5 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報と、指定管理業務以外の用に供する個人情報を分離し、又は容易に識別できるよう区分して適切な管理をしなければならない。

3 指定管理者は個人情報の収集等の全部又は一部を停止するときは、個人情報の引継ぎ、廃棄、消去その他の必要な処理を行わなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 指定管理者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 指定管理者は、市の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこ

の協定に定める実施場所その他市が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 指定管理者は、市の承諾があるときを除き、業務を行うために市から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務の委託に当たっての留意事項)

第9 指定管理者は、市の書面による承諾を得て、業務のうち個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を第三者に委託（指定管理者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。）する場合には、委託の相手方に対し、市及び指定管理者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(委託に係る連帯責任)

第10 指定管理者は、委託の相手方の行為について、委託の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(委託の相手方に対する管理及び監督)

第11 指定管理者は、委託をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、市から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 指定管理者は、業務を行うために市から提供を受け、又は自らが取得した個人情報記録された資料等について、業務完了後、市の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 市は、必要があると認めるときは、指定管理者又は委託の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(指定管理者の義務)

第14 市が保護法及び関係法令等に基づいて必要な措置を講じるに当たり、指定管理者に情報の開示その他の指示を出したときは、指定管理者はその指示に従わなければならない。

(漏えい等の発生時における報告)

第15 指定管理者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（委託の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

(苦情の申出)

第16 個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、速やかに内容を調査し、正当な理

由があると認めるときは必要な是正措置を講じなければならない。

(指定の取消し等)

第17 市は、指定管理者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第18 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、指定管理者が負担するものとする。